



『弁隋売場 売渡証』

花川 宏介

『八郎衛門父子連署売場売券』と言われる芥田文書があります。（画像1参照）天文7年（1538）12月に書かれた鑄物売り場の権利を鑄物師の統領、藤原弁隋（べんずい）が芥田五郎右衛門（家久）に売った証書です。ここには国衙庄津田村に住む弁隋（八郎衛門）とその息子千千代が自署し花押を加えています。

第一は津田村です。弁隋の住所は播州国衙庄津田村となっています。国衙というのは、現在の県庁のように国司が仕事をする建物を言いますが、文献では播磨国衙は飾磨郡にあったとだけ記されており、その所在地は長い間、謎に包まれていました。その遺跡は姫路城中曲輪東部にありました。古代瓦が多く採集できしたこと、瓦や古代山陽道研究の見地から古代播磨国の政庁、中世の播磨国衙跡としても知られています。昭和56年（1981）の発掘調査によって、1辺1m前後の方形掘方を持つ大規模な掘立柱建物跡やそれに伴う塀跡を確認しました。出土品も大型の須恵器の皿や杯、硯や土師器の杯など、一般集落ではみられないものが多数出土しており、播磨国衙からかなり近い場所であると思われ、本町遺跡と名付けられました。

国衙推定地から東に約800m、JR播但線の京口駅西に『旧鑄物師町跡』と『町名由来記念』の碑があります。外京口門の東、外濠の外側付近はかつて津田村といい、鑄物師職の居住地です。統領、藤原弁隋もこの辺りに住んでいたのでしょう。弁隋の売渡証より30年余り前、姫路総社の銅鐘を造った「大工 津田村内記石根丸」も津田村と明記しています。（永正3年（1506）12月）津田村は鑄物師などの職人が多く住んだところだったのです。「角川日本地名大辞典（旧地名編）」によると鑄物師町と呼ばれるようになったのは、江戸末期、元文5年（1740）です。



画像1

二二一 八郎衛門父子連署売場売券

（三〇・五×四六・二）

〔端裏書〕
津田村売場支証

永代売渡申売場之事

合 館東郡并館西郡 東ハ市川ヲ堺

右、件売場者、雖為播州国衙庄津田村鑄物師へんすい八

郎衛門重代相伝私領、依有要用、直錢拾七貫文仁大野郷

野里村衛門五郎方、永代売渡申処夷明鐘也、就此売場、

万難公事無是候、然者、於我等朋はひ、不可有違乱候、

如此堅申合之上者、号親類一族、況於他人哉、万一蒐角

申候輩出来候者、任此支証旨、為上、堅可預御罪科者也、

仍為後日、永代沽券如件、

天文七年戊十二月廿三日

津田村

同親 千千代（花押⁸⁰）

八郎衛門（花押⁸¹）

大野郷野里村衛門五郎殿
まいる